



福島医発第 1228 号 (総)

平成 22 年 9 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について (情報提供)

標記の件につきまして、厚生労働省社会・援護局保護課長より日本医師会を通じて、別紙のとおり、情報提供がありました。

大阪市の生保受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件される事案が発生し、厚労省において生活保護の医療扶助を受けている被保険者のうち、精神科に通院する者の本年 1 月の診療分についての緊急サンプル調査が実施され、福祉事務所等に対し適正受診指導の徹底等がなされたものであります。

本サンプル調査結果によると、複数の医療機関から向精神薬が処方された者は、全国で 2,746 名、本県では 181 名で、不適切に向精神薬を入手しているかについては不明ですが、福島医発 114 号(総) (H22. 4. 13 付)「複数の医療機関を受診して向精神薬を取得している患者の情報について」でもご連絡いたしましたとおり、福岡県内でも向精神薬を大量に取得している者がいるとの情報提供が福岡県保健医療介護部薬務課より既にあっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき特段のご高配方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

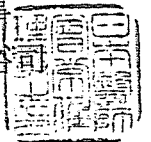
医療保険担当理事 山下拓郎
会 長 蒲池 壽

(地Ⅲ60)

平成22年8月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司



生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、会員の先生方におかれましては、精神保健、医療の充実にご尽力
いただいておりますとともに、生活保護法による医療扶助つきまして、適切な
ご対応をされておられますことに対し、感謝申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、
所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案
が発生いたしました。

これを受け、今般、厚生労働省において、本年4月における同様の事案の有
無について確認するため、生活保護の医療扶助を受けている被保護者のうち、
精神科に通院している者の本年1月診療分において、同一月に複数の医療機関
から向精神薬が処方されている者の緊急サンプル調査が実施され、一次調査結
果が公表されるとともに、別添のとおり、本会に対しても情報提供がなされま
した。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろし
くご高配のほどお願い申し上げます。



社援保発0727第2号
平成22年 7月27日

(社) 日本医師会 会長
(社) 日本精神科病院協会 会長
(社) 日本精神神経科診療所協会 会長
(社) 日本自治体病院協議会 会長
(社) 日本総合病院精神医学会 理事長
精神医学講座担当学会 会長
国立精神医療施設長協議会 会長
(社) 日本精神神経学会 会長

厚生労働省社会・援護局保護課長



生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案が発生したところです。

今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態と考えます。

本年4月に同様の事案が発生していないか確認するため、生活保護の医療扶助を受けている被保護者のうち、精神科に通院している者の本年1月診療分において、同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者の緊急サンプル調査を実施したところですので、本調査結果について情報提供させていただきます。

これまでも、生活保護受給者の受療行動については、各地方自治体の福祉事務所等が主治医等の協力をいただきつつ、適正受診に向けた指導を行ってきましたが、今回のような事案が発生したことは、適正受診指導が必ずしも十分でなかったと推察されます。このため、福祉事務所等に対しては、本調査結果を情報提供するとともに、適正受診指導の徹底等を指示したところです。

医療機関におかれましては、これまでも、生活保護受給者である患者に向精神薬を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえ、他の医療機関からの処方状況を聴取していただいた上で投与日数や投与量に注意を払っていただいているところですが、一層の配慮をお願いするとともに、各自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の適正受診にかかる照会等がある場合には御協力いただきますよう、貴会員に周知方お願い申し上げます。

平成22年 7月27日

社会・援護局保護課

(担当・内線)

課長補佐 生沼(2831)

医療係長 近藤(2829)

(電話直通)03(3595)2613

(電話代表)03(5253)1111

生活保護の医療扶助における緊急サンプル調査の 一次調査結果について

「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書等の点検の徹底及び緊急調査について」(平成22年4月27日 社援保発0427第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づく一次調査結果を、今般とりまとめましたので公表します。

- 調査概要・一次調査結果 別紙1
- 一次調査結果(地方自治体別表) 別紙2
- 「生活保護受給者による向精神薬等の営利目的所持について」 別紙3

(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

- ・ 都道府県・指定都市・中核市宛通知
- ・ 日本医師会等関係団体宛通知

1. 調査概要

- ・ 先般、大阪市の生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量に入手し、所持していたという事案が発生した。厚生労働省として、大阪市以外の他地域において類似事案がないか把握するため、全自治体に対し、緊急サンプル調査を4月に実施したところである。
- ・ 調査は、生活保護の医療扶助を受けている生活保護受給者のうち、本年1月に精神科に通院している者(42,197人)のレセプトを抽出し、複数の医療機関から向精神薬を処方されていないかについて点検を実施した。
- ・ 本調査の結果として、「同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者」を一次調査結果として今回公表する。

2. 一次調査結果

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されていた者(人数)※

2,746人

※上記生活保護受給者が不適切に向精神薬を入手しているかについては、現時点では判明していない。

【参考】

- ・ 平成22年1月時点被保護実人員 1,827,652人
- 同月医療扶助受給人員 1,450,461人
- うち精神科通院人員 42,197人

3. 今後の取り組み

- ・ 一次調査結果を受け、各地方自治体に対して、生活保護受給者に対する適正受診指導及びレセプト点検の徹底を依頼し、また、生活保護受給者の適正受診に当たっては、医療機関の協力が不可欠であることから、日本医師会等関係団体へ協力依頼を行ったところである。(別紙3 参照)
- ・ すでに、本調査によって判明した「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」については、福祉事務所において、主治医や囑託医と協議を行い、その処方内容及び処方量の適否を審査するよう依頼している。
- ・ その結果、不適切な受療行動が確認された場合には、当該生活保護受給者に対して適正受診指導など、必要な指導指示を講じることとしている。
- ・ 上記指導・改善状況については、全自治体に対し二次調査結果として、本年7月末までに厚生労働省まで報告するよう求めている。

生活保護の医療扶助における緊急サンプル調査の一次調査結果(地方自治体別表)

(人)

都道府県		
1	北海道	2
2	青森県	12
3	岩手県	3
4	宮城県	13
5	秋田県	5
6	山形県	8
7	福島県	4
8	茨城県	24
9	栃木県	7
10	群馬県	23
11	埼玉県	43
12	千葉県	19
13	東京都	781
14	神奈川県	15
15	新潟県	10
16	富山県	0
17	石川県	0
18	福井県	7
19	山梨県	10
20	長野県	2
21	岐阜県	4
22	静岡県	14
23	愛知県	25
24	三重県	19
25	滋賀県	21
26	京都府	17
27	大阪府	105
28	兵庫県	40
29	奈良県	38
30	和歌山県	17
31	鳥取県	1
32	島根県	3
33	岡山県	2
34	広島県	18
35	山口県	74
36	徳島県	130
37	香川県	25
38	愛媛県	17
39	高知県	3
40	福岡県	40
41	佐賀県	15
42	長崎県	25
43	熊本県	8
44	大分県	13
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	6
47	沖縄県	9
小計		1,678

政令指定都市		
48	札幌市	5
49	仙台市	21
50	さいたま市	1
51	千葉市	9
52	横浜市	35
53	川崎市	7
54	相模原市	8
55	新潟市	5
56	静岡市	8
57	浜松市	1
58	名古屋市	0
59	京都市	38
60	大阪市	146
61	堺市	82
62	神戸市	98
63	岡山市	7
64	広島市	5
65	北九州市	112
66	福岡市	25
小計		613

中核市		
67	旭川市	3
68	函館市	1
69	青森市	3
70	盛岡市	9
71	秋田市	18
72	郡山市	0
73	いわき市	0
74	宇都宮市	32
75	前橋市	1
76	川越市	0
77	船橋市	3
78	柏市	21
79	横須賀市	1
80	富山市	0
81	金沢市	3
82	長野市	8
83	岐阜市	13
84	豊橋市	0
85	豊田市	0
86	岡崎市	0
87	大津市	1
88	高槻市	4
89	東大阪市	28
90	姫路市	2
91	西宮市	1
92	尼崎市	30
93	奈良市	22
94	和歌山市	36
95	倉敷市	19
96	福山市	24
97	下関市	0
98	高松市	11
99	松山市	7
100	高知市	89
101	久留米市	4
102	長崎市	5
103	熊本市	0
104	大分市	31
105	宮崎市	0
106	鹿児島市	25
小計		455

合計

2,746

※都道府県分には、政令指定都市及び中核市分は含まない。

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案が発生したところです。

本件については、大阪市以外の各自治体においても類似の事案が発生していないか、調査を実施しているところですが、今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態と考えます。

調査については、「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」の調査結果を別添の取りまとめましたので情報提供させていただきます。

すでに依頼しているとおり、本調査によって判明した者については、定期訪問の時期を前倒しする等、早期に本人との面接及び嘱託医や主治医との協議等を行っていただき、改めて患者本人の病状、処方状況等を把握し、なお一層適切な受診が図られるようお願いします。

さらに、これまでも、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成 12 年 12 月 14 日社援保第 72 号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、重複受診の点検を実施していただいているところですが、今回の事案を踏まえ、同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されているかどうかの点検については、更なる徹底をお願いします。

また今後、本年 7 月末までに御報告いただく個別の指導・改善状況の結果を受け、新たな審査・点検等の対策を検討の上、周知する予定です。御留意願います。

(社) 日本医師会 会長
(社) 日本精神科病院協会 会長
(社) 日本精神神経科診療所協会 会長
(社) 日本自治体病院協議会 会長
(社) 日本総合病院精神医学会 理事長
精神医学講座担当学会 会長
国立精神医療施設長協議会 会長
(社) 日本精神神経学会 会長

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、大阪市の生活保護受給者が大量の向精神薬を営利目的で入手し、所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法違反等で立件されるという事案が発生したところです。

今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態と考えます。

本年4月に同様の事案が発生していないか確認するため、生活保護の医療扶助を受けている被保護者のうち、精神科に通院している者の本年1月診療分において、同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者の緊急サンプル調査を実施したところですので、本調査結果について情報提供させていただきます。

これまでも、生活保護受給者の受療行動については、各地方自治体の福祉事務所等が主治医等の協力をいただきつつ、適正受診に向けた指導を行ってきましたが、今回のような事案が発生したことは、適正受診指導が必ずしも十分でなかったと推察されます。このため、福祉事務所等に対しては、本調査結果を情報提供するとともに、適正受診指導の徹底等を指示したところです。

医療機関におかれましては、これまでも、生活保護受給者である患者に向精神薬を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえ、他の医療機関からの処方状況を聴取していただいた上で投与日数や投与量に注意を払っていただいているところですが、一層の配慮をお願いするとともに、各自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の適正受診にかかる照会等がある場合には御協力いただきますよう、貴会員に周知方お願い申し上げます。



福岡医発第 114 号（総）

平成 22 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

複数の医療機関を受診して向精神薬を取得している患者の情報について

標記について、福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係より、別添のとおり宗像地域において昨年 11 月から複数の医療機関を受診し、マイスリー錠 10 mg（第 3 種向精神薬）を夫婦で多量に取得しているとの情報が入りました。

麻薬及び向精神薬取締法上では、向精神薬の所持・使用は違法行為ではなく、複数の医療機関を正規に受診して向精神薬の交付を受けていれば、多量の向精神薬を所持していてもそれ自体は違法行為とはなりません。但し、入手した向精神薬を譲渡、又は譲渡する目的で所持した場合は違法性が問われます。

当該患者は、3 ヶ月間に 1,180 錠を超すマイスリー錠を入手しており、これは医学上においても留意すべきことであるため、会員医療機関におかれましても十分ご注意ください、来院の際にはできるだけ短期投薬に留めていただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該患者については、現段階では違法性が確認されないこと、また個人情報保護法上、詳しい患者情報は公表されていないことを申し添えます。

複数の医療機関を受診して向精神薬を取得している患者の情報について

平成 22 年 3 月 31 日

福岡県保険医療介護部薬務課麻薬係

1 端緒

平成 22 年 3 月 29 日午前、宗像市国保医療課からの電話による情報提供。

2 概要

当人は昨年 11 月から複数の医療機関を受診して、マイスリー錠 10 m g (第 3 種向精神薬) を多量に取得している。

受診状況は以下のとおり。

	受診医療機関数	受診回数	投薬日数	受診医療機関所在地
H 21 年 11 月	6	7	1 5 8	宗像市 5、高崎市 1、大分県内 0
12 月	1 4	2 1	5 2 1	宗像市 11、高崎市 1、大分県内 2
H 22 年 1 月	1 8	2 1	5 1 0	宗像市 14、高崎市 2、大分県内 2

また、本人の妻も同様にマイスリーを入手している模様。

3 同行為の違法性について

麻薬及び向精神薬取締法では、向精神薬は所持、使用については違法行為ではない。また、それぞれの医療機関を正規に受診して向精神薬の交付を受けていれば、多量の向精神薬を所持していても、その行為も違法ではない。

違法性が問われる場合は、

①向精神薬処方せんを偽造、又は変造して入手しようとした場合

②入手した向精神薬を譲渡、又は譲渡する目的で所持した場合

が考えられる。